

香取市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法人その他の団体又は個人が社会貢献活動の一環として香取市図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、図書館の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する制度をいう。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体を除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに準ずる営業を行うもの
- (2) 消費者金融業を行うもの
- (3) ギャンブルにかかるもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
- (6) 政治団体による政治活動を目的とするもの
- (7) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (8) 過去において雑誌スポンサーの取り消しを受けたもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと香取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの

(広告の掲出等)

第5条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の雑誌カバー（以下「カバー」という。）表面にスポンサー名称を表示し、裏面及び雑誌書架扉に広告を掲出することができる。ただし、雑誌スポンサーが個人の場合は、本項は適用しない。

2 提供雑誌の配架場所は、各図書館の館長が決定する。

3 図書館は、図書館ホームページ等により雑誌スポンサーの名称等を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーが個人である場合又は雑誌スポンサーから申出があった場合は、匿名とする。

(広告の内容)

第6条 広告掲載をすることができる広告は、公共団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの

(5) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 良好な景観又は風致を害するもの

(8) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるもの

(10) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

(11) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第7条 広告の大きさは、雑誌カバー用はカバーの縦横の寸法未満、雑誌架扉用はA5判横とし、原則として広告原稿の作成は雑誌スポンサーが行うものとする。

2 広告内容の変更を希望する場合は、広告内容の変更届（第5号様式）に書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

3 カバー表面に表示するスポンサー名称の規格は、縦4cm、横13cm以

内とし、名称ラベルの作成は図書館が行う。

(提供雑誌等の選定)

第8条 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌等を選定するものとする。

(雑誌スポンサー期間)

第9条 雑誌スポンサー期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年度間とする。

2 ただし、掲出の決定が1月から3月になる見込みのときは、広告主との協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

3 雑誌スポンサー期間は、途中で解約を申し出ることはいない。

4 広告の掲出期間満了の2か月前までに、雑誌スポンサーから雑誌の提供中止届(第4号様式)の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までとする。

(募集期間等)

第10条 募集期間は毎年2月1日から2月末までとし、先着順に受け付ける。

2 申込希望者は、前項の規定にかかわらず、募集期間を過ぎた場合であっても、雑誌スポンサー制度に申込みすることができる。この場合において、雑誌スポンサー期間は、教育委員会が承認した日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(申込方法等)

第11条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者(以下「申込者」という。)は、香取市図書館雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

(1) 法人その他の団体の場合においては、会社概要(業務内容が分かるもの)

(2) 個人の場合においては、本人であることを証明できる書類

(3) 広告の掲出を希望する申込者にあつては、掲出希望の広告案

2 申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合は、教育委員会は当該申込者について雑誌スポンサーの申込みが無かったものとみなすことができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第12条 教育委員会は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を、香取市立図書館雑誌スポンサー承認・不承認決定通知書（第2号様式）により通知する。

（提供雑誌の購入代金の支払い及び納入）

第13条 提供雑誌は、原則として、教育委員会が指定する雑誌納入業者から購入するものとし、購入代金は、雑誌スポンサーが雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 雑誌納入業者への支払いは、一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

3 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、教育委員会及び雑誌スポンサーの双方で協議の上対応する。

（提供雑誌の所有権）

第14条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、香取市に帰属する。

（責務）

第15条 掲出する広告の内容についての責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、苦情その他の問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

（雑誌スポンサーの取消し）

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーの決定を取消することができる。この場合において、既に支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

(1) 第4条各号のいずれかに該当したとき

(2) 雑誌スポンサーが倒産、解雇等により消滅したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育委員会が判断したとき

2 前項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、香取市図書館雑誌スポンサー取消決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（協議）

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と

雑誌スポンサーが、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 6月 1日から施行する。